

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号30

許認可等の内容		甲種漁港施設の占用の許可
根拠法令及び条項		茅ヶ崎漁港管理条例第8条第1項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次の1号から7号全てに該当する場合。</p> <p>(1) 当該漁港に関する維持運営計画、漁港整備計画、漁港施設等活用事業の推進に関する計画、その他漁港施設若しくは海岸保全施設の整備事業計画等に影響を及ぼすおそれがないこと</p> <p>(2) 漁港区域内の生活環境を著しく悪化させるおそれがないこと</p> <p>(3) 事故防止について十分な配慮がなされていること</p> <p>(4) 当該占用が次の各号に該当するものであること</p> <p>ア 永久又は半永久工作物（公共施設であるものを除く。）を新たに建設することを目的とするものではない。</p> <p>イ 当該占用の目的からみて占用の面積及び期間が適正であると認められる。</p> <p>(5) 茅ヶ崎市後援名義の使用承認に関する要綱（平成28年4月1日施行）による市の後援名義の承認を受けた事業、または市が主催、共催する事業であること。</p> <p>(6) 利害関係者の同意を受けた事業であること。</p> <p>(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年条例第75号）第2条（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される公共団体、同法第157条に規定する公共的団体等及び公共的団体の構成員を除く。）に定義される者及び団体でない者。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定（令和6年4月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない）
標準処理期間	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定（平成30年10月 1日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条に規定する電気通信事業者が工作物等を設置する場合 3 市長が特別の必要があると認めたとき。
------------------	--------	--

